

平成27年度 特別な支援を必要とする子どもたちの明日を語る会

【参加者数】

平成27年12月15日(火)	鳥取県立中部総合事務所	36名
平成27年12月21日(月)	鳥取県立西部総合事務所	51名
平成28年1月15日(月)	鳥取県立福祉人材研修センター	41名

【各分科会】

- 第1分科会 幼児教育・保育及び学校教育(小・中・高等学校)に関すること
- 第2分科会 特別支援学校の教育に関すること
- 第3分科会 就労や地域生活の充実に関すること

上記の会を開催しましたところ、参加いただきました皆様から様々な御質問や御意見をいただき、ありがとうございました。

会場でいただきました御意見や御要望に対する情報提供や今後の方向性等について、一部を紹介させていただきます。

○平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されます。

- ・対応要領はどのように策定されますか。
- ・合理的配慮の提供について、本人が希望した場合、対応する選択肢が提示してもらえますか。
- ・基礎的環境整備において、人的配置が重要であると考えます。
- ・合理的配慮の提供に関して、「負担になりすぎない範囲で」とありますが、子どもにとって必要な合理的配慮が提供できる措置をお願いします。

★平成28年4月1日付けで、「鳥取県教育委員会事務局及び県立学校における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」を策定しました。策定にあたっては、各障がい者団体の皆様からの意見もいただきました。内容については、下記のホームページを参照してください。

鳥取県教育委員会事務局教育総務課 <http://www.pref.tottori.lg.jp/256169.htm>

★合理的配慮の提供については、本人・保護者の意思表示に基づいて、子どもの実態や教育的ニーズ、学校・地域の状況等に応じて検討し、合意形成を図っていくことが必要となります。国立特別支援教育総合研究所のインクルDBを活用しながら、学校教職員への理解啓発を進めるとともに、県としても引き続き情報収集を行い、必要な人的配置や支援体制の整備について国への要望も行いながら取り組みたいと考えています。

○特別な支援を必要とする子どもたちが、iPad等のICT機器が活用できるように、先生方に専門性を高めて欲しいです。また、小中学校でも機器整備を進めてほしいです。

○高校入試の特別措置においても、ICT機器の活用ができるようになることを望んでいます。

★各学校におけるICT活用を推進するためにICT支援員を活用したり、鳥取県教育センターの専門研修「特別支援教育におけるタブレット端末活用」等を活用したりして、子どもの学びの保障ができるよう教職員の専門性向上に努めていきたいと思えます。

★高校入試の特別措置の在り方について、大学入試センターの特別措置を参考にしながら検討していきます。

○支援会議や引継ぎが行われていますが、小学校から中学校、中学校から高等学校への引き継ぎがまだ十分ではないと感じます。支援会議で伝えたことが理解されていないこともあります。安心した学校生活を送ることができるように充実してほしいです。

○一生懸命考えてくださる先生もおられますが、子どもの状況をなかなか理解してもらえなかったり、先生方の差があったり、学校全体で共通理解されていなかったりすることを感じます。

★移行支援会議や中学校から高等学校への引継ぎ会で話し合われたことが、校内教職員で十分に共通理解され、実践されることが重要だと考えています。引き続き、個別の教育支援計画等の活用の充実を目指していきたいと思います。

★障害者差別解消法の施行に伴い、各学校における相談体制の充実が求められています。各学校における校内支援体制の充実をめざし、平成28年度において小中学校の管理職及び特別支援教育主任への研修を実施しているところです。教職員や学校間で温度差がないように理解啓発を進めていきたいと思います。

○学童保育に通う子どもたちの中に、発達障がい等があり特別な支援を必要とする子どもが増えています。指導員や保護者が研修できる場を増やしてほしいです。

○発達障がいのある不登校傾向の子どもへの支援について教えてください。

★LD等専門員や特別支援学校の特別支援教育コーディネーターに依頼をしていただければ、研修会や事例検討会等へ協力することができますので、御活用ください。

※ 特別支援教育課HPをご参照ください。

★ペアレントメンター出前講座も御活用ください。

※ 事務局：鳥取県自閉症協会内
(0857-30-0670)

★不登校傾向のある子どもの状況や背景に発達障がいの可能性も考え、適切な指導支援のあり方について、スクールカウンセラーや関係機関と連携して取り組んでいるところです。学校において、二次的な障がいを起こさないよう、予防的観点からも発達障がい等の理解啓発の推進に努めていきます。

○放課後等デイサービスを利用している子どもについて、障がい児支援利用計画等を作成しますが、その際支援会議への参画を依頼しても参加いただけない学校があります。

○小中学校の先生方にも事業所等の福祉サービスについて知ってほしいです。

★インクルーシブ教育システムの構築に向けて、小中学校等においても、福祉サービス等の情報を知っていることは必要だと考えています。機会を捉えて情報提供等を行い、理解啓発に努めていきます。

○保護者や困っている家族に対して、相談機関や福祉サービスや余暇支援等の情報が十分に届いていない現状があります。しっかり伝える仕組み作りをお願いします。

★保護者や県民の皆様にも、必要な情報が確実に届くように発信をしているところですが、まだ十分ではない面があります。市町村や学校等と今以上に連携を密にしながら、情報提供の在り方を検討して進めていきたいと思います。

○障がい児や障がい者の外来診療時間を作ってほしいです。

★医師会に相談したところ、「医師会としては、障がい児や障がい者の方のための外来診療時間を設定するのは難しいですが、かかりつけの医師に子どもさんの特性等を伝えていただければ、可能な対応をさせていただきます」という回答をいただきました。地域のかかりつけの医師が発達障がい等の知識を持っていただくことが必要と考え、医師会や鳥取大学医学部に協力いただき、医師向けの研修会を開催したり、医師会が行っている症例検討会の中で発達障がいの症例を取り上げていただきながら、診療可能な医師を増やすことに努めています。また、診療協力ができる病院について、医師名・診療曜日・診察時間等を子ども発達支援課のホームページに掲載していますので御活用ください。

子ども発達支援課ホームページ：<http://www.pref.tottori.lg.jp/kodomohattatu/>

○特別支援学校の先生方の特別支援学校の免許状保有率は100%ではありません。先生方の専門性向上に努めてほしいです。

★校種間の異動があるため現状として100%ではありませんが、新規採用者については特別支援学校教諭免許状100%です。各特別支援学校において、それぞれの障がい特性の理解や指導・支援のあり方等について、年間を通じて校内研修会を実施しています。特に、新しく来られた先生方には年度当初に集中的に行うことに取り組んでいる学校もあります。また、医療機関等と連携して外部講師による研修会を実施したり、校内教職員による自主研修会を行ったり、校外の研修会に参加したり、様々な方法で教職員の専門性向上に努めているところです。

★特別支援学校教諭免許状保有率の向上については、特別支援学校教諭免許法認定講習を開催し、条件が整えば1年間で免許状を取得できる仕組みを整えています。引き続き積極的な受講を推進していきたいと思えます。

○特別支援学校の生徒の通学支援について、自力通学を目指した通学支援の充実をお願いしたいです。

★平成27年度より、将来的に公共交通機関を利用して目的地まで移動する力の育成を目指して、自立支援員制度を設けたところです。平成28年度においても引き続き実施しますが、1ヶ月という支援期間については、延長対応も検討していきたいと考えています。

○特別支援学校を福祉避難所に指定してほしいです。

★福祉避難所に指定するためには、学校のバリアフリー化も必要となります。今後改修する際には、このようなことも含めて考えていく必要があると考えています。

○琴の浦高等特別支援学校入学者選抜の際の調査書の項目について、新体力テストの記録や遅刻日数の記載等の必要性について検討してほしいです。

★入学者選抜に係る調査書ということ十分に考慮し、必要性を考えていきたいと思えます。

○特別支援学校における医療的ケアについて、看護師の配置等はどうなっていますか。
○特別支援学校における医療的ケアの実施体制について、どのような考え方ですか。

- ★鳥取養護学校において、平成28年1月から常勤看護師を配置したところですが、その成果等を検証しながらその他の特別支援学校においても配置の検討を進めていく予定です。
- ★鳥取県において、医療的ケアの実施については学校看護師によるものとしていますが、教職員が医療的ケアの基礎的な知識理解を有していることは重要であり、教職員と学校看護師の協働体制の構築の充実を目指しています。平成28年度において、医療的ケア専門性向上事業として、学校看護師研修の充実を図るとともに、医療的ケアを実施している特別支援学校の教職員を対象に、医師や看護師による医療的ケアの基礎理解研修と専門家による呼吸の改善を図るアプローチや日常的な姿勢管理等に関する専門研修を実施することとしています。

○知的な遅れのない発達障がい者の就労に向けた訓練の場を作りたいです。
○義務教育終了後や18歳卒業後、ソーシャルスキル等自立までの力をつけていく場や就労までの学びの場を作りたいです。

- ★発達障がいのある方に特化した就労に向けた訓練の場の必要性を感じています。発達障がい者を対象とした訓練のモデル的な実施に向けて、関係団体・機関等で組織する検討会を設けて、県外で実施されている状況を参考にしながら、訓練の期間・場所・定員・スタッフ・プログラムの内容等を検討していきたいと考えています。

○高等学校にも発達障がいのある生徒が在籍しています。就労サポーターやキャリアアドバイザーや関係課との連携が必要だと思います。

- ★高等学校課と特別支援教育課の連携強化も含め、就職支援相談員の研修の機会等を活用して取組の充実を図りたいと思います。

○鳥取県として、知的障がいの方を雇用する話を聞きましたが、どのような予定ですか。

- ★平成29年4月からの正式雇用を予定しており、平成28年度中の募集を目指しています。

○高校卒業後、進学も就職もしない状態で過ごしています。手帳を取得していますが、どのような支援が受けられますか。

- ★障害者就業・生活支援センターに会員登録していただければ、支援員が就労に向けた支援を行っていきます。
- ★『エール』発達障がい者支援センターや若者サポートステーションでも相談を受け付けています。
- ※『エール』発達障がい者支援センター
連絡先：0858-22-7208
- ※とっとり若者サポートステーション
連絡先：0857-21-4140
- ※よなご若者サポートステーション
連絡先：0859-21-8766
- ★ひきこもり生活支援センターでは、家族の方のご相談を受け、少しずつご本人の支援につなげていくケースもあります。

○特別支援学校高等部卒業後、生活介護への進路のニーズが多いですが、生活介護事業所が不足しています。看護師の配置や施設設備の整備も必要です。

- ★県として、生活介護事業所を増やしていきたいと考えています。生活介護事業所においては看護師の配置が必要となりますが、市町村による人件費の助成等がありますので、事業者への情報提供を行っていききたいと考えています。

○専門学校の学生が就職する際に、就職先への情報提供や就職活動の指導について、どのように連携していけばよいでしょうか。

○2020年にパラリンピックが開催されますが、障がい者スポーツに関して鳥取県ではどのような取組を考えておられますか。

★高等学校においては、診断の有無にかかわらず、保護者との同意の上、企業へ情報提供を行う場合があります。学校の担当者、保護者、就職先としっかり話をすることが大切だと考えています。

★障がいがある方で一般就労を目指しておられる場合には、障害者就業・生活支援センターで会員登録をしていただくことをおすすめします。支援員が必要な支援を行っていきます。学校在学中から相談を受け付けていますので、ぜひご相談ください。

- ※ 障害者就業・生活支援センターしらはま 連絡先：0857-59-6060
- ※ 障害者就業・生活支援センターくらし 連絡先：0858-23-8448
- ※ 障害者就業・生活支援センターしゅーと 連絡先：0859-37-2140

★平成28年度において、教育委員会では、交流及び共同学習を通して、障がいのあるなしに関わらずスポーツの楽しさをともに味わい、障がいのある児童生徒の体力向上や豊かな生活の実現をめざし、下記の事業に取り組むこととしています。

「障がい者理解啓発を進めるスポーツ振興事業」・・・障がいのある人の社会参加や障がいに対する理解啓発を進めていきます。

「鳥取発！スポーツでつながる共生社会充実事業」・・・特別支援学校の学校体育施設を拠点として、特別支援学校の在校生及び卒業生、地域住民等が、スポーツの楽しさを共に味わいながら、体力の向上や豊かな生活の実現、共生社会の実現をめざします。

平成28年度当初予算要求について

各事業内容については、下記を参照してください。

http://db.pref.tottori.jp/yosan/28Yosan_YoukyuuJoukyouKoukai.nsf/index.htm

【出席関係課】

- <教育委員会事務局> 特別支援教育課 小中学校課 高等学校課 人権教育課
体育保健課 東・中・西部教育局
- <福祉保健部> 子育て王国推進局子ども発達支援課、子育て応援課
障がい福祉課
- <商工労働部> 就業支援課 産業人材育成センター